

インドネシアにおける「隣組」「字常会」の 歴史的展開

—ジャカルタにおける RT・RW の1966年法制化を中心に—

こ ぼやし かず お
小 林 和 夫

はじめに

- I 日本占領期ジャワの隣保組織の概略
- II インドネシア独立揺籃期の RT・RK
- III ジャカルタにおける1966年の RT・RW 法制化
- IV 結 語

はじめに

本稿の目的は、インドネシアの住民組織ルクン・トゥタンガ (Rukun Tetangga, 以下 RT) およびルクン・ワルガ (Rukun Warga, 以下 RW)^(注1)の淵源とされる日本占領期ジャワの隣組・字常会の歴史的展開を明らかにすることにある。そのために、日本占領期ジャワの隣組・字常会の機能が、独立揺籃期の RT・RK (Rukun Kampung, 以下 RK)^(注2)にも引き継がれていたことを素描し、さらにはそれが、現在のインドネシアの RT・RW 制度の嚆矢と位置づけられるジャカルタで法制化された1966年の法令である「ジャカルタ首都特別区 RT・RW 要綱に関するジャカルタ首都特別区知事決定第 Ib.3/2/14/1966号 (Surat Keputusan Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta No. Ib.3/2/14/1966 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta), 以下、1966年知事決定」

の規定に継承されていることを提示する。

日本の隣保組織を模して、ジャワの民衆の統制と日本軍政への協力を目的として導入されたのが隣組と字常会であった。しかし、それだけではなく、隣組と字常会の導入が結果的にジャワ社会の変容を促したとする視座からの言及も多い。例えば、日本占領期のジャワにおけるイスラム勢力の動向を歴史的にあとづけたベンダによれば [Benda 1983, 155], 村民に対して隣組の指導や育成が行えるエリート・プリアイ層の村落内における重要性が増し、また結果的には彼らから受けた指導や訓練によって、当該組織に所属する青年層の草の根レベルでの役割の重要性も増したという。また、倉沢 (1992, 242-253) は、隣組・字常会の役割や機能について論じ、これらには基本的には参加資格を問われなかったことから、土地関係によって規定されていたジャワの伝統的な社会関係に影響を与えたと述べている。加えて、Sato (1994, 19, 28) は、隣組の設置によって、すべての家長は隣組の常会に、隣組長は字常会に、字長は村会に出席が求められたことから、日本軍政による単一の行政機構にこれらの村、字、隣組、家族が組み込まれたとした。さらに、小座野 (1997, 25) は、字の領域が村落内の自然村にほぼ一致

していたことに注目し、隣組制度がこれらの自然村に初めて法的位置づけを与えたことを示唆している。

一方、日本占領期の隣組・字常会がインドネシアの独立揺籃期やスカルノ時代にも RT・RK としてジャワ各地で存続していた史実については、セロ・スマルジャン [Soemardjan 1962, 204-205], ブディサントサ [Boedisantosa 1967, 341-347], サリバン [Sullivan 1980; 1986, 63-68; 1992], チョンドロネゴロ [Tjondronegoro 1984], スワルノ [Suwarno 1995] などの研究に散見される。しかし、日本占領期の隣組・字常会、独立揺籃期の RT・RK, 現在の RT・RW という三者に共通している機能面での連続性を扱った論考は管見の限り皆無である。

近年、町内会・自治会を研究する日本の都市社会学者の手によって、フィリピンのバランガイ、韓国の班常会、香港の街坊福利会・互助委員会などアジア諸国の都市住民組織の研究報告が盛んに行われてきている。また、発展途上国における都市住民組織を社会開発の担い手として捉えた比較考察も試み始められている [幡谷 1999]。しかし、インドネシアの住民組織 RT および RW については、日本占領下での隣組・字常会が直接的な組織の淵源とされているにもかかわらず、法制上の位置づけや内容、また歴史的変遷に関しては詳細には検討されてこなかった。確かに、農村内の RT・RW についてはいくつかの研究 [大鎌 1990, 120-124; 水野 1999, 233-235] が散見されるものの、やはり日本占領期以降の隣組・字常会の歴史的展開についての論考はほとんど見られない。以上のような問題の所在を踏まえ、本稿では日本

占領期の隣組・字常会の諸機能が、独立揺籃期やスカルノ時代の RT・RK へと引き継がれたことをあとづけ、さらには今日の RT・RW 制度の嚆矢となった「1966年知事決定」の条文中にも見出せることを示していく。

本稿でジャカルタにおける「1966年知事決定」を、日本占領期の隣組・字常会と独立揺籃期およびスカルノ時代の RT・RK の歴史的展開の帰結として、これを中心的に取り上げる理由は、次の2点である。まず第1に「1966年知事決定」の冒頭部で、既存の社会組織 RT・RK を RT・RW として再編する旨が明記されていることや、先に示した論者の研究に見られる独立揺籃期やスカルノ時代の RT・RK の諸機能と、「1966年知事決定」で規定されている RT・RW の諸機能との類似性から、両者の連続性を判断する史料として扱えること。そして第2に、独立後のインドネシアにおいて RT・RW と称する住民組織の最初の法制化は、1966年にジャカルタで行われており、これが今日の RT・RW 制度の嚆矢となったと判断できるからである。その一方で、ジャカルタを除くインドネシア諸地域における RT・RW は、その17年後の1983年に「RT および RW 設置に関する1983年内務大臣規定7号、以下1983年内務大臣規定第7号」(Peraturan Menteri Dalam Negeri Nomor 7 Tahun 1983 tentang Pembentukan Rukun Tetangga dan Rukun Warga) によって設置されている。つまり、この事実からも、今日のインドネシアの RT・RW 制度は1966年のジャカルタでの法制化が嚆矢となり、後にインドネシア全国で一律に設置されたと判断できるのである。これは「1983年内務大臣規定第7号」が、「1966年知事決定」の改正法で

ある「ジャカルタ首都特別区 RT・RW 要綱に関するジャカルタ首都特別区知事決定1980年第156号 (Keputusan Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibukota Jakarta No.156 Tahun 1980 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibukota Jakarta), 以下、1980年知事決定」の規定内容をほぼ踏襲しながらも、インドネシア全国で施行するために RT や RW の規模等を修正、再編した内容となっていることから明らかである。以上2点の理由から、1966年のジャカルタにおける法制化は、独立揺籃期やスカルノ期の RT・RK を公の法制として引き継ぎ、今日のインドネシアの RT・RW の原型となった重要な契機と位置づけてよいだろう。

本稿の構成を記す。第 I 節では、日本占領期の隣組と字常会の概略を簡単に述べる。第 II 節では独立揺籃期の RT・RK のありようについて、先に挙げた論者の考察に依拠しながらその素描を行い、日本占領期の隣組と字常会との機能的な連続性を示す。第 III 節では、第 I 節と第 II 節の論考を踏まえ、日本占領期の隣組・字常会と独立揺籃期の RT・RK の諸機能が「1966年知事決定」の規定にも連続して継承されていることを明らかにする。第 IV 節では、本稿のまとめと今後の課題を述べる。

I 日本占領期ジャワの隣保制度の概略

日本では、1940年に内務省訓令第17号によって「部落会町内会等整備要領」が施行され、町内会と隣組が国民組織として国家権力の支配系列に組み込まれていった [赤木 1977, 548]。そして日本占領下のジャワでも、住民生活の統制と増大する政策業務の円滑な遂行を目的として、日本の隣組を模した隣保制度が1944年1月に導入された [倉沢 1992, 242]。ジャワに導入された隣保制度は、「隣保組織整備要綱」^(注3)によって規定され、「目的」「組織」「事業」「経費」「類似組織トノ関係」「監督関係及上級団体トノ関係」の全6条で構成されている。条文の内容を見ると、日本の「部落会町内会等整備要領」の条文をほぼそのまま模倣していることが明らかである [小林 2000, 178-179]。

表1のように、ジャワの隣保組織は、隣組と字常会に分かれていた。隣組の範囲は、区(デサ)内の全戸のうち10戸から20戸で構成され、これを1隣組とした。隣組には組長が置かれたが、組長の選出にあたっては「組員の中から最も信望もあり、実践活動の出来る人を隣組自身で推薦し区長が委嘱する」^(注4)とされていた。

表1 隣組・字常会の単位

	構成単位	活動	参加者
隣組	区(デサ)内の10戸~20戸	月1回常会を開催	家長ほか組員
字常会	字(カンブン)内に隣組の上部組織として設置	同上	字長・隣組長・有識者

(出所) 「隣保組織整備要綱」——*Djawa Baroe* (1949, (3)) より筆者作成。

表2 隣組・字常会の機能・役割

機能と役割	内 容 例
① 防空・防火・防諜・防犯等の郷土防衛	<ul style="list-style-type: none"> ・スラバヤで防火群長・隣組長に識別用の胸章配布 [Soeara Asia 1944, 28 Feb] ・隣組夜警に腕章配布 [Soeara Asia 1944, 28 Feb] ・隣組夜警の活動紹介 [Djawa Baroe 1944, (15)] ・防空の心得を徹底 [Djawa Baroe 1944, (18-22)] ・21,908の防空壕を設置, 各戸で防火用具を作成 [Suwarno 1995]
② 法令・告示・指示等の命令伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に乗りながらメガホンを使用し近隣に伝達 [Djawa Baroe 1944, (3)] ・インドネシア語・ジャワ語・マドゥーラ語による月刊『隣組新聞』発刊を企画。[Soeara Asia 1944, 8 July] ・「隣保組織整備要綱」や関係法令を掲載した2000部の教本が, 字長に対して配布することを企図。[Soeara Asia 1944, 11 July]
③ 農産物の増産供出と物資の配給・消費規制	<ul style="list-style-type: none"> ・米をはじめとする穀物・豆腐・椰子油・塩・砂糖・コーヒー・茶・タバコ・布地・灯油・石鹼などの生活必需品は組合の配給制度の下で統制。住民への配給業務は隣組長が手伝い, 隣組内には家番号が付番され, 毎月隣組長から配給手帳が渡された [倉沢 1992] ・隣組内に家族登録していない家長には, タバコの配給は不可とする。[Soeara Asia 1944, 21 June] ・綿花やヒマの栽培なども隣組を単位として行われる [倉沢 1992]
④ 軍事援護・軍政奉仕	<ul style="list-style-type: none"> ・隣組長と字長に対し, ロームシャの登録を募ることをそれぞれ常会の議題のひとつとして指示。[Soeara Asia 1944, 26 June] ・ロームシャの供出も隣組に人数が割り当てられ, その決定を組長が下す [倉沢 1992] ・元隣組長の「勤労奉仕」動員の回顧 [Arsip Nasional Republik Indonesia 1988]
⑤ 他の包括的役割	<ul style="list-style-type: none"> ・隣組に貯金班長を責任者とする貯金班が設置され, 隣組貯金が奨励される [Djawa Baroe 1944, (15)] ・切手貯金制度の導入 [Djawa Baroe 1944, (3)] ・隣組運動会の開催 [Djawa Baroe 1945, (1)] ・特定犬種の所有者登録 [Soeara Asia 1944, 14 Dec.] ・ジャカルタ特別市で厚生政策として7市区に隣組保健医を任命 [Asia Raya 1944, 24 June] ・市内清掃 [Tjahaja 1944, 13 July]

また、隣組は毎月1回以上の常会を開催し、各戸の家長は出席が求められ [Sato 1994, 28]、軍政当局からの命令の伝達が行われたり隣組内の懸案事項が討議された。この隣組を統括する

上部組織として、字（カンボン）に字常会が設けられた。字常会は、字長、隣組長、また字内の有識者で構成され、字長の召集によって、隣組同様毎月1回以上の字常会が開催された。字

長の下に置かれていた配給班長・衛生班長・増産班長・援護班長・警防班長・貯蓄班長・葬祭班長などの各班長も字常会に出席していたと類推される。

それでは、日本の軍政当局がジャワに導入した隣組・字常会から構成される隣保組織はいかなる役割を担い、どのような機能を持っていたのだろうか。表2は、日本占領期のジャワで発行されていた新聞・雑誌の記事に主として依拠しながら、隣組・字常会の役割や機能を、(1)防空・防火・防諜・防犯等の郷土防衛、(2)法令・告示・指示等の命令伝達、(3)農産物の増産供出と物資の配給・消費規制、(4)軍事援護・軍政奉仕、(5)その他の包括的役割に分類したものである。これらは隣組・字常会の機能を定めた「隣保組織整備要綱」の第三「事業」の条文にもほぼ対応しており、法令で軍政当局が意図していた機能が実際に働いていたことを物語っている^(注5)。一般的に、モデルとなっている日本の隣組制度の諸機能にきわめて類似しているが、特に(1)の「防空壕の設置」や(3)の「配給」などは第2次世界大戦中の日本の隣組活動を想起させるものである。

II インドネシア独立揺籃期の RT・RK

倉沢(1992, 253)や小座野(1997, 25)が指摘しているように、インドネシア独立揺籃期やスカルノ時代のRT・RKについては詳細な研究や資料がなく、その内実は定かではない。よって、同時代のジャワにおけるRT・RKの全体的な把握は今後の課題となるが、1942年から74年までのジョグジャカルタにおける行政制

度の変容を通史的に扱ったスワルノの研究[Suwarno 1995]などに依拠しながら、独立揺籃期のジャワのRT・RKについての若干の素描を試みたい。

ジョグジャカルタは日本占領期には「ジョグジャカルタ候地」と呼ばれ、スルタンに一定の自治権を与えていた。1944年の「隣保組織整備要綱」は全6条からなっていたが、同「要綱」のインドネシア語訳文書“Azas-azas oentoeik Menyempoernakan Soesoenan Roekoen Tetangga”では、さらに第7条、8条、9条が追捕されて発表された。この第9条には「候地ニオケル隣組ト字常会ノ件ハ、候地事務局長ト候ノ同意ノモトデ行ワレルモノトスル」と規定されていた。実際に、隣組と字常会の設置がジャワの中で最も遅れたのもジョグジャカルタであり、ジョグジャカルタ候地に隣組と字常会が設置されたのは、1944年6月であった^(注6)。

1945年の日本の降伏後、ジョグジャカルタはスルタン制度を残す特別区となり、2つのカブパテン(kabupaten)と13のクマントレン(kemantren)に新しく行政区分された。スワルノによれば、独立揺籃期の1945年から50年の期間にも、ジョグジャカルタでは隣組・字常会は解散せず残存していた[Suwarno 1995, 1]。名称としては、隣組は「隣保組織整備要綱」のインドネシア語訳文書“Azas-azas oentoeik Menyempoernakan Soesoenan Roekoen Tetangga”でインドネシア語の訳語としてあてられていたRukun Tetangga=RTを踏襲した。また、字常会がRukun Kampung=RKと訳出されて改称されたのは、日本軍政当局が同「要綱」の中で字の範疇を既存のキャンと同一視して説明していたからであると考

えられる。そして、クマントレンには9から12のカンプンがあり、このカンプン内の単位になったのがRKであった [Sullivan 1986, 68; 1992, 33-37]。そして、ジョグジャカルタ政府の整備に着手していたスルタンは、日本占領期の隣組・字常会に着目し、これを活用しようと企図し1945年11月の指令によって、RKはその機能が明文化されていった [Suwarno 1995, 15-16]。それによると、RKに7人から成る執行部を設置し、隣組を再編する形で住民組織RTがつくられた。また、RKの中に経済・社会・防犯・総務・婦人・青年の6班からなる社会組織が機能別に編成され、それぞれの役割が規定された (表3参照)。それでは、この6班からなる社会組織の機能と、日本占領期の隣組・字常会のそれとを比較しながら見ていこう。まず、経済分野では、隣組と同様に日本占領期に導入されていた組合活動との連携が謳われ、商品の流通の補助業務をRKが担うことが期待された。初代大統領スカルノ (Soekarno) も、

1960年8月17日の独立記念日演説「われわれの革命の道程——天から降りし天使のごとく」 (Laksana Malaikat yang Menyerbu dari Langit Jalanan Revolusi Kita) の中でRT・RKについて同組織を流通組織として活用する旨を提案している (注7)。ベンダが指摘していたように、エリート・プリアイ層が隣組の指導育成者として注目されたのも、隣組を食糧や衣服の流通経路とする場合、ある程度の識字能力と政治力が求められたためであった [Benda 1983, 155]。次に、社会分野の環境浄化は日本占領期の隣組の日課ともなっていた近隣の清掃と重なる。

さらに、防犯分野での治安維持は、実質的には隣組の防諜と同質であり、夜警も隣組夜警として日常的に行われていた。また、夜警は隣保制度がジャワに導入される以前から、ジャワ農村社会の習慣であったロングダ制度として広く行われていた [爪哇軍政監部総務部調査室編 1900, 234]。

表3 ジョグジャカルタにおけるRK内6班の機能

分野	機能の規定
経済	<ul style="list-style-type: none"> ・RK 協同組合の育成 (流通補助業務, 食糧・衣服の生産増進) ・住民の起業や家内工業の促進
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境浄化, 伝染病の根絶
防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・治安維持のため政府や治安当局と協力 ・夜警 (15歳以上の男子)
総務	<ul style="list-style-type: none"> ・出生死亡の登録, カンプン内の転入・転出の記録, 住民への各証明書発行 ・カンプン内の財政会計管理
婦人	<ul style="list-style-type: none"> ・カンプン内女性への関連情報の告知と連絡 ・子供のしつけ
青年	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置の方法 ・国民となるための心身ともに必要な教育—特定政党や集団に組しないことが求められる

(出所) Suwarno (1995, 19-21) より筆者作成。

総務部門に見られる住民の諸登録は、隣組長に課せられた組内からのルームシャの供出といった軍政奉仕や、生活必需品の配給制度に不可欠であった住民登録から引き継いだものと考えられよう。また婦人分野や青年分野で規定されている機能は、隣組以外にも日本占領期に大衆動員を企図して作られた青年団〔倉沢 1992, 308-321〕や、婦人会〔Lubis 1988〕の機能が再編されたと言える。

上記の6部門以外にも、RKはかつての字常会と同様に住民組織として包括的な役割を担った。例えばサリバンによれば、住民や訪問者の登録・監視、地理・経済データなどの情報収集、政府のプランや政策の促進、地域のインフラストラクチャーの整備、班内活動の指示、福祉サービスなどもRKが行い、カンブン内ではかつての字長のようなリーダーシップと責任が期待された〔Sullivan 1986, 68; 1992, 32〕。さらに、セロ・スマルジャンは、諸政党が乱立していた1946年当時に、ジョグジャカルタではRKの協力で野原や建物内で政党の演説会を行っている様子〔Soemardjan 1962, 174〕について述べ、RKが包括的な機能を担っている様子を描写している。

以上のように、幅広い役割を担っていたジョグジャカルタのRKであったが、法的に行政体とされたのはクマントレンまでであった。ディポディニングラット (Dipodiningrat) によると、RTとRKの位置づけを定義しているという1947年の内務省からの通達では「政府によって育成・保護されることで認可された社会組織である」と規定されたが、政府の行政体ではないことが明記されていることを指摘している〔Dipodiningrat 1956, 47〕。この「政府によ

って育成・保護されることで認可された社会組織」という規定と、政府の行政体ではないという定義は、今日のインドネシアにおけるRT・RWシステムの嚆矢となったジャカルタにおける「1966年知事決定」の第3条にも同様の条文が謳われているが、これについては次節で言及する。しかし、このような規定や定義にもかかわらず、日本占領期の字・隣組を踏襲したカンブン・システムが社会秩序維持の他にも、地方行政末端の包括的な役割を担えることを証明する結果となったとサリバンは述べている〔Sullivan 1992, 37〕。

また、RT・RKは中部ジャワのジョグジャカルタ^(注8)以外でも機能していたことが窺える。ミローンは、インドネシア独立後に東部ジャワのスラバヤでも200を超えるRKがつくられ、各RKでカンブンの改良に着手し、住民の識字率向上への尽力や米の配給まで行っていたという史実を示している〔Milone 1966, 56〕。同様に、セロ・スマルジャンも、スラバヤのRKに言及し、スラバヤのRKがインドネシア共産党^(注9)の大きな影響を受けたため、1958年東部ジャワの軍司令官が、RKの末端行政の補完機能としての役割を停止したことを明らかにしている〔Soemardjan 1962, 205〕。加えて、チョンドロネゴロは、西部ジャワのチバダック郡の事例をあげて、日本占領期に導入された隣組・字常会が、それぞれRT・RKと移行してRT・RKへの再編も円滑に行われ、長期にわたって近隣者として居住していた大部分の家族にとっては何の抵抗もなく受容されたと述べている〔Tjondronegoro 1984, 170〕。さらにブディサントサは、ジャカルタのジャガカルサ村 (現在では南ジャカルタ市のジャガカル

サ郡に相当)のRTとRKの1961年および62年頃の状況について述べ、RKは単にカンブン内の問題解決だけではなく、村落内全体の復興などにも協力して事に当たっており、村内の道路、倉庫、イスラム教会の建設などの費用がRK内で徴収した寄付によって供出されるなど活発に組織が機能していたという〔Boedisantosa 1967, 342〕。

以上、日本占領期以降のジャワのRT・RKのありようを素描してみた。ここで明らかになったことは、日本占領期の隣組・字常会の機能の再編や改称などはあったものの、その機能はRT・RKにほぼ引き継がれていたと判断できることである。これには、当然、例示したジョグジャカルタ、スラバヤ、チバダック、ジャカルタ以外にも、全ジャワ地域での更なる精緻な検証作業が必要となるが、インドネシア独立揺籃期やスカルノ時代のRTおよびRKが、日本占領期の隣組・字常会を引き継いでジャワの各地で住民組織として存在していたことは、その機能の連続性に着目する限り確認できたと言えよう。

III ジャカルタにおける1966年の RT・RW 法制化

1. 「1966年知事決定」の概要

日本占領期の隣組・字常会が、独立揺籃期やスカルノ時代にも、機能の再編や字常会については改称を経ながらも、RT・RKという住民組織として存続していたことは概ね確認できた。そして、両住民組織は、現在のインドネシアにおけるRT・RW制度の嚆矢としてジャカルタで1966年に初めて公式に法制化されることにな

る。

1965年の9.30事件(G.30.S/PKI)後、翌年3月11日にスハルトがスカルノから権力を委譲され、68年にインドネシア共和国第2代大統領に正式に就任した。スカルノの指導民主主義(demokrasi terpimpin)体制に対し、スハルト新体制は「安定」と「開発」を国策の課題として掲げ、外国資本を積極的に導入する経済政策を行っていく。ジャカルタにおけるRT・RWは、スハルトに権力が委譲されてから9カ月後の1966年の12月に初めて法制化された。その後1980年^(注10)と84年^(注11)の部分的な改正を経て、現在有効な法令は95年の法令^(注12)となっている。ここで、注意を要することは、インドネシア全土では「1983年内務大臣規定第7号」によって初めて両組織が法制化されていることである。それでは、ジャカルタにRT・RWを設置した1966年の法令の詳細を見ていきたい。

「1966年知事決定」(概要は表4参照、法令全文は添付資料参照)は、以下のように全3部24条からなっている。

第1部では原則、第2部ではRT、そして第3部ではRWに関する規定が謳われている。まず、第1部ではRTとRWの設置目的や位置づけについての規定がなされる。それによれば両組織ともパンチャシラ、1945年憲法、国民協議会の諸決定に基づくものであるとされる。また、趣旨および目的の中には、日本占領下のジャワで隣組設置の大義名分として頻繁に使用された「相互扶助」(ゴトン・ロヨン)がここでも述べられ、これを「インドネシア民族の特性」と規定しているが、ゴトン・ロヨンそのものの定義はなされていない。また「目的」では「クルラハンが定める開発に関する政府事業を

表4 「1966年知事決定」概要

条項	規定内容
第1部 原則	
第1条	(付録資料参照)
第2条	趣旨および目的
第3条	位置づけ
第4条	根本 (dasar kerja)
第2部 RT (Rukun Tetangga)	
第5条	(付録資料参照)
第6条	構成員の資格
第7条	構成員の権利および義務
第8条	RT 執行部
第9条	RT 執行部の資格
第10条	RT 執行部の選挙および交代
第11条	RT 執行部の職務, 権利および義務
第12条	RT の活動
第13条	合議規定
第14条	財務
第3部 RW (Rukun Warga)	
第15条	(付録資料参照)
第16条	RW 執行部
第17条	RW 執行部の資格
第18条	RW 執行部の選挙および交代
第19条	RW 執行部の職務, 権利および義務
第20条	RT および RW の活動
第21条	RW 顧問委員会
第22条	合議規定
第23条	財務
第24条	育成および監督

(出所) 「1966年知事決定」より筆者作成。

RT と RW が補助する」と規定されている。しかし第3条の位置づけでは、両組織は「政府の行政体」ではないとされているのは、独立揺籃期のジョグジャカルタの例と同じであり、あくまでも末端行政の補完的な役割が期待されている。また、第3条で注目されることは、a項

の「政治諸政党のイデオロギーや組織とは一線を画す」との規定である。1980年以降の法制では、この規定は削除されており、RT・RW と政党との関係を事実上許すことになった。しかし、その他の条項は法制全体としては顕著な差異はなく、この経緯からも「1966年知事決定」がその後の RT・RW 制度を規定したと判断できよう。

次の第4条では、RT・RW とも「パンチャシラ民主主義」と「合議と全会一致」が大原則であることが規定されている。また、第5条では RT の構成について、第15条では RW の構成について述べられている。それによると、およそ40世帯が1つの RT、15の RT が1つの RW を構成するとしている。

法制化から4年後に実施された1970年のジャカルタにおけるセンサスの結果を見てみると、世帯数82万9496に対して、RT 数は2万455、RW 数は1588となっている [Kantor Sensus dan Statistik DCI Djakarta 1971, 11]。これは、40世帯で1つの RT を、また15の RT で1つの RW を構成するという規定にほぼ即した数字となっている。法制化の発令が1966年の年末であったことを考えると、実質3年間という短期間にジャカルタ首都特別区政府の企図どおりに RT と RW の整備が進んだことになる。この理由としては、前節で示したように、中部ジャワのジョグジャカルタ、東部ジャワのスラバヤ、西部ジャワのチバダック、そしてジャカルタなどジャワ各地で日本占領下の隣組・字常会と同様の機能を引き継ぐ形で RT と RW が存在し、本質的には変化することなく住民組織として継承されていたからであると推察できる。特に、ジャカルタで RT・RW が RT・RW へ

と再編された証左としては、「はじめに」で述べた「1966年知事決定」の冒頭部に既存の社会組織 RT・RK を RT・RW として再編する旨が明記されていることに加えて、RW 執行部員の選挙と交代について規定した第18条1項と第2項（「付録資料」参照）に見られる旧 RW（傍点は筆者、以下同じ）という表記に対する「ジャカルタ首都特別区 RT・RW 要綱に関する補足、以下、補足」^(注13)の記述に注目したい。「補足」では「1966年知事決定」によって RK を RW と初めて改称するに至ったと述べており、第18条1項で規定されている旧 RW とは RK のことであると断定している。同じく、第2項は旧 RW の執行部員、つまり「1966年知事決定」制定以前の RK の執行部員であった者が、「1966年知事決定」制定以降の RW の執行部員として引き続き選出されることを妨げないとする条項である。また、RT の執行部員について規定している第10条2項でも、旧 RT 執行部員の再選を妨げないとしている。したがって、ここからも「1966年知事決定」で制定される RT・RW が、既存の RT・RK という住民組織を継承して再編されることを前提に策定されたと判断できるのである。この「補足」や条項の記述からの筆者の判断は、北ジャカルタのタンキ（Tangki）の RW 住民の1996年の発言「1960年代の当時の名称は RK であった」[吉原・Dwianto 1997, 121] が傍証となる。もし、ジャカルタ特別区政府が、既存の RT・RK を継承して RT・RW という住民組織を設置しようという企図がなく、「1966年知事決定」によって全く新しく RT・RW という住民組織を設置したというのであれば、上記の条文や「補足」の中に RK を意味する旧 RW という表

記は初めから存在しないはずである。また、RK（ルクン・カンブン=Rukun Kampung）を RW（ルクン・ワルガ=Rukun Warga）と改称した理由は、「補足」では、(1)「カンブン」^(注14)という呼称がすでに都市には適当ではないこと、(2)「カンブン」という呼称から受ける印象が、住民にとっては魅力的ではないこと、(3)「カンブン」という呼称は一定の範囲の単位を示すが、既存のルクン・カンブンの成員単位は範囲ではなく家族を基礎としており、RW（ルクン・ワルガ）の方が家族を構成員の基礎とする社会組織の機能にはより近いためであると説明している^(注15)。

続く第6条は RT 構成員の資格を規定したものである。この中の「独立した生計を営む」（berumah tangga sendiri）とは、当該者が成人かつ収入があることを指し、両親や他の家長の家に同居していることは問わないことを意味している。

そして、8条から11条では RT 執行部の規定、資格、選挙、職務および義務について言及されている。それによると、執行部は構成員の合議で決定され、クルラハン長と郡長の承認を得た最低3名からなり、任期は最長で5年である。資格としては、パンチャシラに忠実であり、当該地域に4カ月以上居住していることなどが求められている。選挙は、任期終了時に行われるが、「1966年知事決定」制定以前の既存 RT の旧執行部員も再選が可能であると規定していることはすでに述べた。ただ、地域の利益に鑑みて、郡長が必要と判断した場合は罷免もあることを示唆している。職務としては「当該地域の行政長の指令および政策実行への助力」とされ、末端行政の補完機能としての RT を統括する

旨が規定されている。さらにはRTの合議による諸決定に従わないRT構成員に対しては口頭や文書で注意や警告を与えることとしている。第13条では、合議についての原則が決められ、3カ月に1度開催され、RT内における家長構成員の2分の1の出席を以って合議を有効とする規定している。

第15条からは、RWの規定について述べられている。第16条から19条までは執行部の規定、資格、選挙、職務および義務について言及されているが、内容はRT執行部についての規定が書かれた8条から11条の条文とほぼ同一である。特に、既述のとおり、第18条2項は既存RKの旧執行部員の再選についてこれを可能としている規定であり、第10条2項の既存RTの旧執行部員についての規定と合わせて判断すると、「1996年知事決定」制定以前の既存のRT・RKをRT・RWへと再編しようとするジャカルタ特別区政府の企図が確認できる。

ただし、執行部の任期は3年とRT執行部より短期である。また、構成については第1 RW長、第2 RW長、第1書記、第2書記、会計、その他に分けるなどより詳細に規定されている。

RTとRWの活動内容について言及している20条は、「1966年知事決定」の根幹を成すため、表5に改めて示した。それによると、RT・RWの活動内容は治安・秩序、社会福祉、開発、経済、情報の5部門に大別される。これらを概見すると、活動内容が包括的であると同時に、RW法制化前の独立揺籃期におけるRKの組織構成で各班の機能をほぼ引き継いでいることがわかる。

それでは、列挙されている各部門の活動内容と、第I節で既述の日本占領期の隣組・字常会、

同じく第II節の独立揺籃期やスカルノ時代のRT・RKとの連続性を考察しながら見てみよう。まず、治安・秩序部門ではインドネシア共和国軍(ABRI)の村落指導部と協力して、ハンシップ(hansip)とハンラ(hanra)という市民自警団の組織育成を表明している。これは、日本占領期に軍政当局の指導下で警防団と協力して隣組が行った夜警と重なり、RT・RW内の当該住民の治安協力への参画を求めたものであろう。また、すでに示したように独立揺籃期の防犯班の機能として「治安維持のため政府や治安当局と協力」との文言があった。さらには、サリバンが指摘していたRT・RKの住民・訪問者の監視という機能にも該当する。

社会福祉部門で述べられている内容は最も包括的である。これらの中で、第6項に規定されている社会基金の振興は、これもすでに述べたようにスカルノ時代のRKが行っていた道路の修繕やイスラム寺院の寄進なども対応する。

開発部門では、開発のための基金や手段としての相互扶助をここでも強調している。これは日本占領期の隣組・字常会導入の際にも、ジャワの伝統的な価値観として「隣保組織整備要綱」にも謳われていたものである。

経済部門では、RW協同組合の活用が述べられている。協同組合そのものは、隣組と同様に日本占領期のジャワで導入された組織であり、独立揺籃期のジョグジャカルタのRKに作られた経済班でも、これと同じことが規定されていた。その他にも、第3項の内容は、同じくRK経済班の「住民の起業や家内工業の促進」と同様の規定である。

最後の情報部門で規定されている、パンチャシラ、1945年憲法、国政大綱(GBHN)などの

表5 「1966年知事決定」第20条

機能	規定
I 治安・秩序	<ol style="list-style-type: none"> 1. インドネシア共和国軍 (ABRI) の村落指導部とともに、ハンシップおよびハンラ組織の育成に努める 2. 心身またすべてにわたる治安維持への尽力と創造
II 社会福祉	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉の向上 2. 児童の学校教育実現 3. 心身両面の教育 (スポーツ, ボーイスカウトなど) 4. 民族の統一と結合の保持と育成 5. 住民の福祉向上につながるその他の努力 6. 貧困者, 孤児院, 困窮または死亡した者, または礼拝施設やその社会開発のための援助を行う社会基金の振興 7. インドネシア民族の特性に合致する健全なレクリエーションの実施 8. 文化分野における国民の想像力の保持および実現 9. 清潔および美観の維持 10. 国民の健康維持への尽力
III 開発	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民の利益に適う諸開発を実行するための基金および手段を, 相互扶助によって結集する 2. 水道, 緑地, 歩道, 公園, 道, 土手および社会施設 (浴場, 洗濯, 公衆便所) などの保持と監視に助力し, これらが汚損していた場合は, クララハン執行部に報告する
IV 経済	<ol style="list-style-type: none"> 1. RW 協同組合を通じて, 流通する生活必需品配給の実施経路の監視 2. RW 協同組合の設置と育成 3. 農産, 畜産, 漁業, 民芸品, 小企業の生産物育成と向上 4. 国民経済を弱体化させる諸慣習の廃止を目的とした政府の政策への協力
V 情報	<ol style="list-style-type: none"> 1. 革命の手段として, パンチャシラ, 1945年憲法, 国民協議会の諸規定と諸決定による国政大綱への理解および自覚を促す 2. RT および RW 構成員の合議における決定による実施にあたっては諸説明を行う 3. RT および RW の社会開発に関連する講座, 演説, 議論を行う

(出所) 「1966年知事決定」第20条より筆者作成。

理解を促す組織という位置づけは、日本占領期に軍政当局が住民組織である隣組・字常会に法令や告示などの伝達手段としていた企図と近似している。

以上のように、20条に規定されている RT・RW の諸活動は、日本占領期の隣組・字常会、

独立揺籃期やスカルノ時代の RT・RK と多くの部分で機能的な連続性を共有していることがわかる。

さらに、第21条で RW 顧問委員会の設置が、また第22条では RW の合議に関する規定が定められている。そして第23条では RT・RW 両

組織を運営するための財務規定が定義され、財務は「会費」「寄付」「その他」からなるとしている。「1966年知事決定」最後の24条では、RT・RWの育成・監督を総合的には郡長(Camat)が、直接的にはクルラハン長(Lurah)が担当することが規定されている。

2. ジャカルタにおけるRT・RW設置の背景

それでは、なぜ1966年という時期にジャカルタにRTとRWが法制化されたのだろうか。同法令の署名者であり当時のジャカルタ首都特別区知事であったアリ・サディキン(Ali Sadikin)^(注16)は、50年代以降の急激な人口増加に伴い、都市行政は複雑化かつ肥大化する一方であったために、住民と行政を架橋する組織が必要であると考えていたという^(注17)。確かに、ジャカルタでは、1930年には53万人に過ぎなかった人口が、1961年には290万人、そして1971年には454万人へと急激に増加していた^(注18)。

これに対処するために、ジャカルタ市政府は1966年8月に行政区画の再編^(注19)にまず着手する。その結果、再編前の3行政市(kota administratif), 22郡(kecamatan), 204クルラハン(kelurahan)であった市の区画は、5行政市, 30郡, 235クルラハンへと拡大した[Sumantri 1985, 20]。そして、この行政区画の再編から4カ月後に、行政の更なる効率化を企図して、独立揺籃期以降にも存続していたRT・RKがRT・RWに改組され、これが正式に法制化^(注20)される。アリ・サディキンはこの改組と法制化について、かつての日本占領期のジャワにおける隣組と字常会と、それを引き継いだ既存のRT・RKの機能を再編することで、肥大化していた当時のジャカルタの行政と住民との架橋にも応用できると考えたと言っ

ている(趣意)^(注21)。

さらに、彼はRT・RWを1966年に設置した後に、大量の移住民の動態を把握するために1968年にはジャカルタ市民に住民登録、出生・死亡届などの各種登録^(注22)と、住民証(Kartu Tanda Penduduk)の携帯^(注23)を義務づける決定を発令するが、この各種登録や住民証発行の業務もRT・RWが担うことになった。また、これらは現在でも両組織が行う補助業務のひとつとなっている。

このように、1966年のRT・RWの設置は、いみじくもアリ・サディキン本人が言うように^(注24)、大量の移住者の流入による急激な都市化に付随して不可避となっていたジャカルタの市制や行政整備の一貫として行なわれたものであり、日本占領期のジャワの隣組・字常会導入が住民統制や軍政協力の他に、複雑化かつ肥大化する行政の末端機能を担う役割を期待された背景と近似したものであった。

IV 結 語

本稿では、日本占領期の隣組・字常会、独立揺籃期およびスカルノ時代のRT・RK、そして現在のRT・RW制度の嚆矢となった「1966年知事決定」という三者に通低する諸機能の連続性を提示してきた。これによって、日本占領期のジャワの隣組・字常会が、独立揺籃期およびスカルノ時代のRT・RKを経て、現在のRT・RW制度へと受け継がれてきたことは、その諸機能、すなわち当該地域の夜警などの治安的機能、清掃や美観保持、社会施設の建設、各種住民登録業務などの社会的機能、そして末端行政から住民への各種伝達などの情動的機能

という連続性に着目する限り確認できたと思われる^(注25)。

言うまでもなく、本稿では一地域を通史的に扱ってはいない。しかし、ジャカルタ郊外に位置するタンゲラン市のグレンデン (Grendeng) で RT 長を15年間務めている63歳の男性は、聞き取りに対して現在の RT は日本占領時にすでに結成され現在に至っていると答えている^(注26)。同様に、南ジャカルタのメラワイ (Melawai) のある RT は、改良を経ながら日本占領期から現在まで存続していることが報告されている [吉原・Dwianto 1997, 119]。したがって、上記の事例を明らかにした RT の実態調査 [吉原・Dwianto 1997, 114-124] の知見からは、本稿で論じてきたジャワ各地の概括的な機能的連続性に加えて、一定の地理的範囲内における機能的連続性と組織的連続性も実証できる可能性が強く導き出されるが、その具体的な検証作業は今後の課題として筆者に課されるものである。

1966年にジャカルタで RT・RW 制度が法制化された後、1983年にはインドネシア全土でも両組織が一律に設置されたことは既述のとおりである。1983年という時期は、前年の82年に実施された総選挙で前回の結果を上回る大量得票で与党ゴルカルが勝利し [大形 1995, 160]、翌年83年にはスハルトが大統領4選を果たし、84年には米自給を達成し、85年には政治関連パンチャシラ5法がすべて成立するなど、スハルト体制の権力基盤がいよいよ強固になっていく過程のただ中であつた。したがって、RT・RW がスハルト開発体制を支える強力な中央集権国家を担う最末端の政治的エージェントとして把握されてきた理由は、このような歴史的

文脈の中でインドネシア全土に RT・RW が設置され、与党・ゴルカルの集票組織として実際に機能してきたことであろう。しかし、RT・RW がジャカルタで法制化された1966年から70年までの両組織には、スハルト開発体制を支える強力な中央集権国家を担う最末端の政治的エージェントとしての相貌はいまだ見出し得ない [Postma 1968]。これも、既述のとおり、ジャカルタでは1980年に「1966年知事決定」の改正法「1980年知事決定」が出され「政治諸政党のイデオロギーや組織とは一線を画す」との条文が削除され、両組織の特定政党への関与に含みを残し、その3年後にはこの「1980年知事決定」の規定内容全体をほぼ踏襲する形で「1983年内務大臣規定第7号」によってインドネシア全土に RT・RW が設置されている。この経緯から判断しても、やはり両組織が従来 of 行政と住民との架橋および住民組織としての諸機能を継承しながらも、スハルト体制を支える最末端の政治的エージェントへと変容していく画期となったのは、1980年代以降だと推察できる。

筆者は、今日のインドネシアの RT・RW 制度の嚆矢となったジャカルタにおける RT・RW の1980年代から1990年代にかけての変容と、スハルト開発体制の権力基盤が強固の度を増していく過程との照応関係に着目している。今後の課題は、両者の照応関係を歴史的に再構成し検証することによって、1980年代以降のジャカルタの RT・RW の変容過程の内実を明らかにすることである。本稿はそのための予備的考察である。

(注1) RT と RW の日本語訳は研究者によって

さまざまな訳があり定訳はない。それらを、RT・RWの順で例示すると、町内会・連合町内会（大鎌邦雄）、隣組・集落区（水野廣祐）、町内会・町村区（吉原直樹、ドゥイアント）などがある。大鎌（1990, 110, 120）、水野（1999, 233）、吉原・Dwianto（1997, 102）。

（注2）RKを、吉原とドゥイアントは「部落会」と訳出している〔吉原・Dwianto 1997, 102〕。

（注3）昭和19年1月1日「治政秘第1515号隣保組織整備二関スル件達」による。

（注4）*Djawa Baroe*（1944, No.3）による。

（注5）1944年6月20日発行の*Asia Raya*紙によれば、44年4月には、マドゥーラを含む全ジャワで隣組と字常会の数は、それぞれ50万8745と6万4832に達している。この数字を当時のジャワの全戸数で換算すると、17戸から18戸で1つの隣組が設置されたことになり「隣保組織整備要綱」中の「区内ノ全戸ヲ分チ概ネ10戸乃至20戸ノ戸数ヨリ成ル隣組ヲ組織スルコト」という規定からみても、ほぼ全ジャワに隣組が浸透していたと考えられる。

（注6）*Soeara Asia*（1944, 25 April）による。

（注7）Yayasan Pendidikan Soekarno ed.（1986, 160）。

スカルノは次のように述べている。

「流通分野においても、すべてが良好ではない。

客観的に障害のひとつとなっているのが、われわれが陸海上で保持している輸送手段が未完備だということである。しかしながら、われわれはその輸送手段の完備に尽力している。そして、私はルクン・カンブン（Rukun Kampung）とルクン・トゥタンガ（Rukun Tetangga）との結合を考慮することは、望ましいと思う。流通を円滑にするために、ルクン・カンブンとルクン・トゥタンガは信用にたる店舗を指定できる。生活必需品を扱う多くの諸店舗が、何人かの者の利益追求の場所となっていることが明白となった。ルクン・カンブンとルクン・トゥタンガとの結合の絶対的な条件は、ルクン・カンブンとルクン・トゥタンガ自体が予め改善されていなければならないことである。なぜならば、改善すべき腐敗した諸件や腐敗した事態がルクン・カンブンとルクン・トゥタンガ内にいまだ存在するからである」。

（注8）時代は異なるが、距離的に近い中部ジャワのソロで、1980年前後に調査を行っていたシーゲル（James T. Siegel）は、住民組織としてRTとRK（Rukun Keluarga）の存在を指摘している。ここで注目されるのは、ジョグジャカルタでは、日本占領期の隣組・字常会はRT・RK（Rukun Kampung）へ

と再編されているが、ソロではRTの上部組織はRK（Rukun Keluarga）という名称になっていることである。これまで、日本占領期の隣組・字常会はジョグジャカルタを含めて一般的にはRT・RKと再編されたと考えられてきたが、ソロのように異なる名称は他のジャワ各地でも見出せるかもしれない〔Siegel 1986〕。

（注9）1950年代以降、スカルノは権力維持のために、NASAKOM体制と呼ばれる政治体制を敷いていた。NASAKOMとは周知のとおり、ナショナリズム（Nasionalisme）、宗教（Agama）、 Kommunism（Komunisme）の頭文字をとった略語であり、インドネシア国民党を中心とする民族政党、ナフダトゥル・ウラマ党を中心とする宗教政党、インドネシア共産党を指す。スカルノはこの3つのみを政治政党として認め、他の諸勢力の政党は非合法化した。これらの中でも、インドネシア共産党は、1963年までに黨員250万人、支持者数1000万人の大勢力に成長していた。

（注10）「1980年知事決定」による。

（注11）「ジャカルタ首都特別区RT・RW要綱に関するジャカルタ首都特別区知事決定1984年第4017号（Keputusan Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibukota Jakarta No.4017 Tahun 1984 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibukota Jakarta）」、以下1984年知事決定」。

（注12）「ジャカルタ首都特別区RT・RW要綱に関するジャカルタ首都特別区知事決定1995年第1332号（Keputusan Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibukota Jakarta No.1332 Tahun 1995 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibukota Jakarta）」、以下1995年知事決定」。

（注13）Lembaran Daerah Chusus Ibu-Kota Djakarta Tahun 1966 No.23 Pendjelasan atas Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Chusus Ibu-Kota Djakarta [ジャカルタ首都特別区官報1966年第23号 ジャカルタ首都特別区RT・RWの要綱についての補足]による。「補足」原文では、第18条第1項の旧RWのみについて記述され、第2項については省略されている。

（注14）「カンブン」または「カンブン」の語義については、布野の論考〔布野 1992a, 85-94〕をめぐり、泉田と布野の質疑応答〔泉田 1992, 167-169；布野 1992b, 170-172〕が参考になる。

（注15）（注13）と同じ。

（注16）1927年に西部ジャワのスメダンに生まれる。

退役海兵隊中将。1963年から66年まで海運相、さらに66年から77年までジャカルタ首都特別区知事を務める(任命はスカルノ初代大統領)。

(注17) 筆者によるアリ・サディキンへのインタビューによる(1998年9月11日)。

(注18) ジャカルタの年間人口増加率は1930~61年では5.5%, 61~71年では4.4%である。一方、インドネシア全国の人口増加率は同期間でそれぞれ1.5%と2.1%であり、ジャカルタの都市化による人口増加がいかに急激であったかが確認できる[Biro Pusat Statistik 1984; Department of International Economic and Social Affairs, United Nations 1989, 3; Milone 1966, 137]。

(注19) 「1966年8月12日付知事決定」(Surat Keputusan Gubernur tanggal 12 Agustus 1966)による。

(注20) 1967年1月9日付けのKOMPAS紙は「ジャカルタのRT・RWについて」と題し、ジャカルタを「インドネシア共和国の首都として発展している大都市」と位置づけ「時代に即し、ルクン・カンブン(RK)をルクン・ワルガ(RW)に改組する」と報じている。これは「1966年知事決定」前文の、RKをRWに改組する旨の記述に沿ったものといえる。

(注21) 筆者によるアリ・サディキンへのインタビューによる。(1998年9月11日)。

(注22) 「住民登録と出生・死亡届の義務に関する地方条例1968年第10号」(Peraturan Daerah No.10 tahun 1968 tentang Kewajiban Pendaftaran Penduduk, Pendaftaran Kelahiran dan Kematian di Wilayah DKI Jakarta)による。

(注23) 「住民の住民証携帯の義務に関する地方条例1968年第11号」(Peraturan Daerah No.11 tahun 1968 tentang Kewajiban Penduduk untuk Memegang Kartu Tanda Penduduk)による。

(注24) 筆者によるアリ・サディキンへのインタビューによる。(1998年9月11日)。

(注25) 「1966年知事決定」以降のジャカルタのRT・RWの実態や住民意識については下記などを参照。

Postma (1968); Logsdon (1974; 1975); Djenen ed. (1985), 吉原・Dwianto (1997, 124)。

(注26) このRT長は、自身が小学校6年生のときに父親が日本占領期に字長となったことが、その後のRT長就任の契機であると話している[吉原・Dwianto 1997, 124]。

文献リスト

<日本語文献>

- 赤木須留喜 1977. 『東京都政の研究』 未来社.
- 泉田英雄 1992. 「カンボンの歴史的形成プロセスとその特質——インドネシア都市の生活空間に関する研究(1)——対する質疑」『日本建築学会計画系論文報告集』(441).
- 大形利之 1995. 「ゴルカル:スハルトと国軍のはざままで」安中章夫・三平則夫編『現代インドネシアの政治と経済——スハルト政権の30年——』アジア経済研究所.
- 大鎌邦雄 1990. 「インドネシアの農村組織と農村社会構造——西ジャワ州の天水田の調査から——」『農業総合研究』44(2).
- 小座野八光 1997. 「日本占領下ジャワの村落行政」倉沢愛子編『東南アジア史のなかの日本占領』早稲田大学出版部.
- 倉沢愛子 1992. 『日本占領下のジャワ農村の変容』草思社.
- 小林和夫 2000. 「インドネシアの住民組織RT・RWの淵源——日本占領期ジャワにおける隣組・字常会の導入——」『総合都市研究』(71)3月.
- 爪哇軍政監部総務部調査室編 1900. 『南方軍政関係資料① 農村実態調査(ボゴール州・ジョグジャ州・マラン州)』(倉沢愛子編・解題)龍溪書舎.
- 幡谷則子 1999. 「発展途上国の都市住民組織——その社会開発における役割——」幡谷則子編『発展途上国の都市住民組織』アジア経済研究所:3-28.
- 布野修司 1992a. 「カンボンの歴史的形成プロセスとその特質——インドネシア都市の生活空間に関する研究(1)——」『日本建築学会計画系論文報告集』(433).
- 1992b. 「カンボンの歴史的形成プロセスとその特質」に対する質疑への応答」『日本建築学会計画系論文報告集』(433).
- 水野廣祐 1999. 「インドネシアにおける村落行政組織と住民組織」加納啓良編『東南アジア農村発展の主体と組織』アジア経済研究所.
- 吉原直樹・Dwianto, R. D. 1997. 「ジャカルタ特別区におけるグラス・ルーツの一存在形態——RT/RWについての素描——」『東北大学文学部研究年報』(46).

- <外国語文献>
Asia Raya 1944.
- Arsip Nasional Republik Indonesia ed. 1988. *Di Bawah Pendudukan Jepang: Kenangan Empat Dua Orang yang Mengalaminya*. (倉沢愛子・北野正徳訳『ふたつの紅白旗——インドネシア人が語る日本領時代——』木犀社 1996年).
- Benda, Harry J. 1983. *The Crescent and the Rising Sun: Indonesian Islam under the Japanese Occupation 1942 - 1945*. Leiden : Foris Publications.
- Biro Pusat Statistik [中央統計局] 1984. *Statistik Indonesia 1983* [インドネシアの統計 1983年]. Jakarta : Biro Pusat Statistik.
- Boedhisantosa, S. 1967. "Djagakarsa : A Fruit-Producing Village Community." In *Villages in Indonesia*, ed. Koentjaraningrat. Ithaca, New York : Cornell University Press.
- Department of International Economic and Social Affairs, United Nations 1989. *Population Policy Paper No.18: Population Growth and Policies in Mega-Cities Jakarta*. New York : United Nations.
- Djnen ed. 1985. *Perkampungan di Perkotaan Daerah Khusus Ibukota Jakarta: Sebagai Wujud Proses Adaptasi Sosial* [ジャカルタ首都特別区都市部のキャンピング諸地域 : 社会的適応プロセスの事例]. Jakarta : Departemen Pendidikan dan Kebudayaan Proyek Inventarisasi dan Dokumentasi Kebudayaan Daerah [教育文化省地方文化の目録と考証プロジェクト].
- Dipodiningrat 1956. "Sedjarah Perkembangan Pemerintahan Kotapradja Jogjakarta [ジョグジャカルタ市政府発展史]." In *Kota Jogjakarta 200 tahun* [ジョグジャカルタ市200年], ed. Darmosugito. Jogjakarta : Panitja - Peringatan Kota Jogjakarta 200 tahun [ジョグジャカルタ市200年記念委員会].
- Djawa Baroe* 1944 ; 1945.
- Kantor Sensus dan Statistik DCI Djakarta [ジャカルタ首都特別区センサス・統計局] 1971. *Jakarta Dalam Angka 1971* [ジャカルタ統計 1971年発行]. Jakarta : Kantor Sensus dan Statistik DCI Djakarta.
- Logsdon, M. G. 1974. "Neighborhood Organization in Jakarta." *Indonesia* (18).
- 1975. *Leaders and Followers in Neighborhoods : An Exploratory Study of Djakarta, Indonesia*. Michigan : Xerox University Microfilms, Ph.D. Dissertation, Yale University.
- Lubis, Rita 1988. "Jakarta Tokubetu Shi Fujinkai (Perkumpulan Wanita di Jakarta 1943-1945) [ジャカルタ特別市婦人会1943-1945年]." B. A. thesis, Universitas Indonesia [インドネシア大学].
- Milone, P. D. 1966. *Urban Areas in Indonesia: Administrative and Census Concepts*. Berkeley : Institute of International Studies, University of California.
- Postma, P. A. 1968. *Effek-effek dari pada Urbanisasi dan urbanism untuk kehidupan dan aktivitas-aktivitas keluarga kota di beberapa daerah wilayah Kelurahan di Kota Djakarta Raya* [ジャカルタ市諸地域における都市化およびアーバンイズムによる都市家族の生活・諸活動への影響]. Jakarta : Lembaga Penelitian Masyarakat, Universitas Indonesia [インドネシア大学社会調査研究所].
- Sato, Shigeru 1994. *War, Nationalism and Peasants: Java under Japanese Occupation 1942-1945*. New York : M. E Sharpe.
- Siegel, James T. 1986. *Solo in the New Order: Language and Hierarchy in an Indonesian City*. Princeton : Princeton University Press.
- Soeara Asia* 1944.
- Soemardjan, Selo 1962. *Social Change in Jogjakarta*. Ithaca, New York : Cornell University Press.
- Sullivan, John 1980. "Back Alley Neighborhood : Kampung as Urban Community in Yogyakarta." In *Working Paper*(18). Clayton : Centre of Southeast Asian Studies.
- 1986. "Kampung and State : The Role of Government in the Development of Urban Community in Yogyakarta." *Indonesia* (41) (April).
- 1992. *Local Government and Community in Java an Urban Case-Study*. Singapore, New York : Oxford University Press.
- Sumantri, Ani 1985. "Gambaran Umum Kota Jakarta [ジャカルタの諸元]." In *Perkampun-*

gan di Perkotaan Daerah Khusus Ibukota Jakarta: Sebagai Wujud Proses Adaptasi Sosial [ジャカルタ首都特別区都市部のカンブン諸地域: 社会的適応プロセスの事例], ed. Djenen. Jakarta: Departemen Pendidikan dan Kebudayaan Proyek Inventarisasi dan Dokumentasi Kebudayaan Daerah [教育文化省地方文化の目録と考証プロジェクト].

Suwarno, P.J. 1995. *Dari Azazyookai dan Tonarigumi ke Rukun Kampung dan Rukun Tetangga di Yogyakarta (1942-1989)* [字常会と隣組からルクン・カンブンとルクン・トゥタンガへ, ジョグジャカルタの事例 (1942-89年)]. Yogyakarta: Penerbitan Universitas Sanata Dharma.

Tjahaja 1944.

Tjondronegoro, Sediono M.P. 1984. *Social Organization and Planned Development in Rural Java: A Study of the Organizational Phenomenon in Kecamatan Cibadak, West Java and*

Kecamatan Kendal, Central Java. Oxford, New York: Oxford University Press.

Yayasan Pendidikan Soekarno [スカルノ教育協会] ed. 1986. *Amanat Proklamasi: Pidato Pada Ulang Tahun Proklamasi Kemerdekaan Indonesia, Jilid III 1956-1960*. [所信表明: インドネシア独立宣言記念での演説]. Jakarta: Inti Idayu Press.

〔付記〕 本稿は、1999年12月に開催された東南アジア史学会第62回研究大会で行った筆者の口頭による自由研究発表を整理し直し、これに若干の追記をしたものである。同大会では参加者の方々から貴重なご教示を、また2名の匿名の査読者からは本稿に対し懇切なコメントをいただいた。記して深く感謝したい。

(東京都立大学大学院都市科学研究科博士課程)

付録資料

ジャカルタ首都特別区 RT・RW 要綱に関する
ジャカルタ首都特別区知事決定第 Ib.3/2/14/
1966号

ジャカルタ首都特別区知事は、

1. 首都の社会サービスの遂行と向上のための地方政府の尽力にあたり、ルクン・トゥタンガおよびルクン・カンブンと称する社会組織の理念と構造に対し、再考と再編を要すること、
2. 上記の再編の企図は、地方政府との関係における同社会組織の位置づけの確認をし、地方政府と上述の社会組織との更なる調和のとれた関係を強化することで実施されることが必要である。そして、これによって社会活動を行う際の曲解を避けることができること、
3. 上述の社会組織の定是に対し、今日のインドネシア共和国首都の発展に即した改革が必要であることを考慮し、

1. 地方政府要綱に関する1965年法律第18条、
2. インドネシア共和国首都ジャカルタの説明に関する1964年法律第10号、
3. ジャカルタ首都特別区地方政府に関する1961年大統領決定第2号、および1965年大統領決定第15号に鑑み、

1966年12月12日のゴトン・ロヨン地方議会 A 委員会による答申と、1966年12月23日の会議におけるジャカルタ首都特別区ゴトン・ロヨン地方議会指導部の合議を聴取し、

本決定の内容に合致しないすべての規定を廃止し、下記を制定する、
と決定する。

- I. ルクン・トゥタンガ (RT) およびルクン・ワルガ (RW) を、ジャカルタ首都特別区に設置する要綱は、本決定に添付する以下において説明する。

II. 本決定は、公布日から有効とする。

一般に周知させるため、ジャカルタ首都特別区官報に本決定を掲載することを、法制第V局長に命ずる。

ジャカルタで公布

1966年12月23日

ジャカルタ首都特別区知事

署名

アリ・サディキン

海兵隊少将

ジャカルタ首都特別区官房

代理

ロフマツト・R法学士

法制第V局長

第1部

原則

第1条

ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガはそれぞれ RT, RW と略称し、ジャカルタ首都特別区に下記に基づき結成される。

- a. パンチャシラ。
- b. 1945年憲法。
- c. 諸規定に基づく国政大綱および国民協議会における決定。

第2条

趣旨および目的

ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガは以下のために編成される。

- a. 社会への参画と国家のあらゆる可能性の結集による国民の福祉向上。
- b. 政府と国民の統合の実現。
- c. インドネシア民族の特性である相互扶助による合議と全会一致の精神の発展と育成。
- d. クルラハンが定める開発に関する政府事業の実施補助。

- e. 公正で繁栄する社会とパンチャシラ社会の達成。

第3条

位置づけ

ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガは以下の社会組織である。

- a. 政治諸政党のイデオロギーや組織とは一線を画す。
- b. 政府により承認、保護される。
- c. 政府の行政体ではない。

第4条

根本

ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガは以下を根本とする。

- a. パンチャシラ民主主義。
- b. 合議と全会一致。

第2部

ルクン・トゥタンガ

第5条

- (1) ルクン・トゥタンガは、約40世帯によって構成される。
- (2) ホテル、簡易宿舎および寮に定住する住民は自らルクン・トゥタンガを結成するか、若しくは近隣のルクン・トゥタンガに合併されるものとする。
- (3) 国軍の各宿舎は、ルクン・トゥタンガには含まれない。

第6条

構成員の資格

- (1) ルクン・トゥタンガの構成員は、家族を持つかまたは独立した生計を営み、かつ居住地のクルラハンに住民として登録しているインドネシア共和国国民男女とする。
- (2) 外国籍住民は、臨時構成員となることができる。
- (3) ルクン・トゥタンガの構成員資格は以下の場

合に失効する。

- a. 死亡したとき。
- b. 他のルクン・トゥタンガに転居したとき。

第7条

構成員の権利および義務

- (1) a. 構成員はルクン・トゥタンガの執行部員の選挙権および被選挙権を持つ。
- b. 構成員は合議の際に、提案や意見を提示することができる。
- (2) a. 臨時構成員は、ルクン・トゥタンガの執行部員の選挙権および被選挙権を持たない。
- b. 臨時構成員は合議の際に、提案や意見を提示することができる。
- (3) 構成員および臨時構成員は以下の義務を負う。
 - a. 本要綱に記載されている諸条項に従い、これを実行する。
 - b. ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガの合議での諸決定を実行する。

第8条

ルクン・トゥタンガ執行部

- (1) ルクン・トゥタンガは、構成員によって合議の結果選ばれ、クルラハン長および郡長の同意を得た最低3名の執行部によって指導される。
- (2) ルクン・トゥタンガ執行部は、ルクン・トゥタンガ長、書記、会計からなり、何名かの構成員の助力を受ける。
- (3) 郡長は、ルクン・トゥタンガの合議の結果に基づき、ルクン・トゥタンガ執行部を承認する。
- (4) ルクン・トゥタンガ執行部はルクン・ワルガ執行部と兼職できない。
- (5) ルクン・トゥタンガ執行部の任期は最長で5年とする。

第9条

ルクン・トゥタンガ執行部の資格

ルクン・トゥタンガ執行部員就任にあたって

は以下の条件を満たすこと。

- a. ルクン・トゥタンガの構成員であること。
- b. パンチャシラに忠実であること。
- c. 心身ともに健康であること。
- d. 当該ルクン・トゥタンガ内に少なくとも4か月以上居住していること。
- e. 総選挙法で定められている選挙権および被選挙権が失効していないこと。

第10条

ルクン・トゥタンガ執行部の選挙および交代

- (1) ルクン・トゥタンガ執行部選挙は、任期終了時に行われ、クルラハン指導部を委員長とし、ルクン・ワルガおよびルクン・トゥタンガの構成員からなる委員会によって実行される。
- (2) 旧ルクン・トゥタンガ執行部員の再選はこれを可とする。
- (3) ルクン・トゥタンガ執行部員は以下の場合は任期終了までに交代することができる。
 - a. ルクン・トゥタンガ執行部の合議による全会一致が行われた場合。
 - b. 辞職したとき。
 - c. 他のルクン・トゥタンガへ転居したとき。
 - d. 死亡したとき。
 - e. 地域の利益を鑑み、郡長が決定したとき。

第11条

執行部の職務、権利および義務

- (1) a. 当該地の行政長の指令および政策実行への助力。
- b. ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガの合議による諸決定の実行。
- (2) 合議による諸決定に対する構成員の不実や逸脱に対する、口頭または文面による忠告および警告。
- (3) 構成員の合議、ルクン・ワルガ執行部および当該地の行政長に対する財務処理を含む職務と義務への責任。

第12条

ルクン・トゥタンガの活動

ルクン・トゥタンガの諸活動は、第3部第20条に記載されている各分野に分かれる。

第13条

合議規定

- (1) ルクン・トゥタンガ構成員による合議は、これを最高機関とする。
- (2) ルクン・トゥタンガ構成員による合議は、毎年3カ月に1度開催される。
- (3) ルクン・トゥタンガ構成員による合議は、家長構成員の2分の1の出席をもってこれを有効とする。

第14条

財務

ルクン・トゥタンガの財務に関する諸規定は、第3部第23条に記載する。

第3部

ルクン・ワルガ

第15条

- (1) ルクン・ワルガは、上限で15のルクン・トゥタンガによって構成される。
- (2) 各クルラハンは、いくつかのルクン・ワルガによって構成される。
- (3) ルクン・ワルガの数は、クルラハン長または副クルラハン長によって調整される。

第16条

ルクン・ワルガ執行部

- (1) ルクン・ワルガは、ルクン・ワルガ執行部によって指導される。
- (2) ルクン・ワルガ執行部は、ルクン・トゥタンガから推薦された候補者の中からルクン・ワルガの合議によって選出される。
- (3) ルクン・ワルガ執行部は以下で構成される。
第1ルクン・ワルガ長、第2ルクン・ワルガ

長、第1書記、第2書記、会計を常任執行部とし、何名かの執行部の補佐を受け、本要綱第3部第20条の諸規定に記載されている諸業務を統括する職務にこれを分かち。

- (4) 郡長は、ルクン・ワルガの合議の結果に基づき、ルクン・ワルガ執行部を承認する。
- (5) ルクン・ワルガ執行部はルクン・トゥタンガ執行部との兼職はできない。
- (6) ルクン・ワルガ執行部の任期は最長で3年とする。

第17条

ルクン・ワルガ執行部の資格

ルクン・ワルガ執行部員就任にあたっては以下の条件を満たすこと。

- a. ルクン・ワルガの構成員であること。
- b. パンチャシラに忠実であること。
- c. 心身ともに健康であること。
- d. 当該ルクン・ワルガ内に少なくとも継続して4カ月以上居住していること。
- e. 総選挙法で定められている選挙権および被選挙権が失効していないこと。

第18条

ルクン・ワルガ執行部の選挙および交代

- (1) ルクン・ワルガ執行部選挙は、任期終了時に行われ、クルラハン指導部を委員長とし、旧ルクン・ワルガ執行部およびルクン・トゥタンガ執行部の要員から構成される委員会によって実行される。
- (2) 旧ルクン・ワルガ執行部員の再選はこれを可とする。
- (3) ルクン・ワルガ執行部員は以下の場合には任期終了までに交代することができる。
 - a. ルクン・ワルガ執行部の合議による全会一致が行なわれた場合。
 - b. 辞職したとき。
 - c. 他のルクン・ワルガへ転居したとき。
 - d. 死亡したとき。
 - e. 地域の利益に鑑み、郡長が決定したとき。

第19条

ルクン・ワルガ執行部の職務、
権利および義務

- (1) 当該地の行政長の指令および政策実行への助力。
- (2) ルクン・ワルガの合議による諸決定の実行。
- (3) ルクン・ワルガ内の合議による諸決定に対する構成員の不実や逸脱に対する、口頭または文面による忠告および警告。

第20条

ルクン・トゥタンガおよび

ルクン・ワルガの活動

ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガの諸活動は、以下からなる。

I. 治安・秩序部門

1. インドネシア共和国軍（ABRI）の村落指導部とともに、ハンシップ（hansip）およびハンラ（hanra）組織の育成に努める。
2. 心身またすべてにわたる治安維持への尽力と創造。

II. 社会福祉部門

1. 社会福祉の向上。
2. 児童の学校教育実現。
3. 心身両面の教育（スポーツ、ボーイスカウトなど）。
4. 民族の統一と結合の保持と育成。
5. 住民の福祉向上につながるその他の努力。
6. 貧困者、孤児院、困窮または死亡した者、あるいは礼拝施設やその社会開発のための援助を行う社会基金の振興。
7. インドネシア民族の特性に沿う健全なレクリエーションの実施。
8. 文化分野における国民の想像力の保持および実現。
9. 清潔および美観の維持。
10. 国民の健康維持への尽力。

III. 開発部門

1. 国民の利益に適う諸開発を実行するための基金および手段を、相互扶助によって結集する。
2. 水道、緑地、歩道、公園、道、土手および社会施設（浴場、洗濯、公衆便所）などの保持と監視に助力し、これらが汚損していた場合は、クルラハン指導部に報告する。

IV. 経済部門

1. ルクン・ワルガ協同組合を通じて、流通する生活必需品配給のための実施経路の監視。
2. ルクン・ワルガ協同組合の設置と育成。
3. 農産、畜産、漁業、民芸品、小企業の生産物育成と向上。
4. 国民経済を弱体化させる諸慣習の廃止を目的とした政府の政策への協力。

V. 情報部門

1. 革命の手段として、パンチャシラ、1945年憲法、国民協議会の諸規定と諸決定による国政大綱への理解および自覚を促す。
2. ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガ構成員の合議における決定による実施にあたっては諸説明を行う。
3. ルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガの社会開発に関連する講座、演説、議論を行う。

第21条

ルクン・ワルガ顧問委員会

- (1) ルクン・ワルガ顧問委員会は、各ルクン・ワルガに置かれ、ルクン・ワルガの合議によって選出されたルクン・ワルガ構成員5名以内で構成される。
- (2) ルクン・ワルガ顧問委員会は、ルクン・ワルガ執行部に対して忠告を行う権利と義務を持つ。

第22条

合議規定

- (1) ルクン・ワルガの合議は、ルクン・ワルガ執

行部とルクン・トゥタンガ執行部との間で行われる。

- (2) ルクン・ワルガ執行部の合議は、毎年少なくとも3カ月に1度開催される。
- (3) ルクン・ワルガ常任執行部の合議は、少なくとも1カ月に1度開催される。
- (4) ルクン・ワルガの実務合議は、ルクン・ワルガ執行部とルクン・トゥタンガ執行部の出席によって毎年少なくとも6カ月1度開催される。
- (5) 合議には、顧問委員会委員が出席し、クルラハン指導部にこれを報告する。
- (6) 合議における諸決定は合議と全会一致による。

第23条

財務

- (1) 財務は以下による。
 - a. 会費。
 - b. 寄付。
 - c. その他、合法的な諸形態。
- (2) 定期的なルクン・トゥタンガおよびルクン・ワルガの費用の徴収は、ルクン・トゥタンガがこれを行う。
- (3) ルクン・ワルガ内における開発に関する費用の徴収は、ルクン・ワルガがこれを行う。
- (4) 定期および開発に関する費用の徴収は、ルク

ン・ワルガの合議によって決定される。

第24条

育成および監督

- (1) ルクン・トゥタンガとルクン・ワルガに対する総合的な育成と監督は郡長がこれを行う。
- (2) ルクン・トゥタンガとルクン・ワルガに対する直接的な育成、調整および監督はクルラハン長がこれを行う。
- (3) ルクン・トゥタンガに対する直接的な育成と監督はルクン・ワルガ執行部がこれを行う。

ジャカルタにて公布

1966年12月23日

ジャカル首都特別区知事

署名

アリ・サディキン

海兵隊少将

(出所) 「ジャカルタ首都特別区 RT・RW 要綱に関するジャカルタ首都特別区知事決定第 Ib. 3/2/14/1966号 (Surat Keputusan Gubernur Kepala Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta No.Ib. 3/2/14/1966 tentang Peraturan Dasar Rukun Tetangga dan Rukun Warga Daerah Khusus Ibu-Kota Djakarta)」より筆者翻訳。